平成２９年（フ）第８１５号
北海道江別市緑町西１丁目66番地の１　パレスエリーゼ７―105
債務者　藤井　靖子
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８２１号
札幌市中央区南16条西12丁目２番28号　ファミリーコート201号
債務者　織田　美香
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８３７号
札幌市中央区南２条西18丁目291番地26　ライオンズシティ円山1001号
債務者　吉田いより
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８４８号
札幌市東区北22条東18丁目３番10号　ロイヤルコート元町107号
債務者　柿元　規宏
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８６６号
札幌市中央区南７条西17丁目１番33―103号
債務者　水野　由衣（旧姓時田）
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９５号
北海道白糠郡白糠町西１条南３丁目３番地20
債務者　小川まどか（旧姓早川）
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第４２８号
埼玉県北本市東間２丁目129番地４
債務者　鈴木　　忍
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４３９号
埼玉県久喜市菖蒲町三箇274番地３
債務者　小山　絵理
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４７０号
さいたま市西区大字指扇254番地１　フィオーレ101号室、旧住所さいたま市中央区八王子４丁目４番17―301号
債務者　坂本江美子（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４７６号
さいたま市見沼区春野１丁目２番４―210号
債務者　志鳥　洋子
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４６号
千葉県東金市下武射田2288番地15
債務者　川島　竜也
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第２７号
岐阜県多治見市精華町76番地、従前の住所岐阜県多治見市宝町12丁目65番地　ロイヤル宝Ｂ―102
債務者　竹下　伸悟
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２９年（フ）第１６１号
静岡県伊東市富戸1317番地の2750　大室高原11―309
債務者　五十嵐隆子
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第１０２号
愛知県犬山市大字橋爪字上海57番地１　Ｖｉｌｌａ ＨＡＲＴ201
債務者　千田リザベスこと　センダ　リザベス　アルシアガ（ＳＥＮＤＡ　ＬＩＺＡＢＥＴＨ　ＡＲＣＩＡＧＡ）
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第１１２号
愛知県一宮市大和町苅安賀字上西之杁73番地　ウィズユー苅安賀４Ｂ
債務者　山吉印刷こと　吉川　勝彦
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第１２４号
愛知県岩倉市大市場町順喜３番地　エスポワール武藤106号
債務者　横田　育男
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
名古屋地方裁判所一宮支部